

中竜門地区自治協議会規約

(目的)

第1条 本会は、住民自らが地域の未来への夢を描き、その実現にむけて行動することによって、賑わいある豊かな暮らしを継続する地域を、住民が協力・協働して形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、中竜門地区自治協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務所を柳児童館（奈良県吉野郡吉野町大字柳 1390 番地—1）に置く。

(活動範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、中竜門地区内とする。ただし、他の協議会等と協力、連携して活動する場合はこの限りでない。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の防災・防火及び防犯に関する活動
- (2) 健康・福祉に関する支援活動
- (3) 鳥獣被害対策・農林振興・林業育成に関する活動
- (4) 地域の活性化に関する活動
- (5) 自治会活動・行政との連携に関する活動
- (6) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する活動
- (7) その他、目的達成のために必要な活動

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 中竜門地区に居住する住民
- (2) 中竜門地区で活動する自治会、諸団体
- (3) 中竜門地区に所在する事業所
- (4) その他、会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名
- (5) 顧問 若干名
- (6) 部会長 4名
- (7) 副部会長 8名

2 役員（部会長及び副部会長を除く）は、総会において選出する。

（役員の責務）

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故有るときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (4) 各部会長及び副部会長は、協議会の運営を補佐する。
- (5) 監査は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- (6) 顧問は、会長の要請を受けて、会務について専門的な知識や経験に基づいてアドバイスや指導を行うことができる。

（役員任期）

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（総会）

第10条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は総会の構成員（以下、「構成員」という。）の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

4 総会は、30名以上の構成員の出席をもって成立する。

5 総会議事は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは議長の決するところによる。

6 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 地域づくり計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 規約の変更に関する事。
- (3) 協議会の事業計画、予算、事業報告、決算に関する事。
- (4) 役員選出に関する事。
- (5) その他、重要事項に関する事。

（運営委員会）

第11条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長、副会長、会計、各部会長及び各副部会長、区長会会長及び副会長により構成する。

3 運営委員会は、会長が招集する。

4 会長は、運営委員会の議長となる。

5 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

6 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事業部会)

第12条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の事業部会（以下、「部会」）を置く。

(1) 防災福祉部会

(2) 農林振興部会

(3) 地域活性化部会

(4) 総務部会

2 部会は、会員で構成する。

3 部会には、部会長1名及び副部会長2名を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。

5 部会長は、部会を代表し会務を総括するとともに、部会の議長となる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるときは、その職務を代行する。

7 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

8 事業部会相互の情報交換と連携を図るため、必要に応じて事業部会連絡会を開催することができる。

(協力並びに参画)

第13条 協議会役員及び部会員は、活動内容を地域住民に広く周知し、協力並びに参画を促進しなければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置き、運営委員会の承認を経て、会長が任命する。

3 事務局に、必要に応じて事務局員を置くことができる。

4 事務局長は、会務を掌理し、会計を補佐する。

5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(会計)

第15条 協議会の運営に関する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

(施行月日)

- 1 この規約は、設立総会で承認を得た日から施行する。

附則

1. この改正は、令和5年5月20日から施行する。

附則

1. この改正は、令和6年5月15日から施行する。

附則

- 1, この改正は、令和7年5月16日から施行する。